

第6号様式（第9条関係）

設 計 図 書 等 回 答 書

2026年1月13日

契約番号	2025005809、2025005812、2025005816、2025005818、2025005819、2025005820
件名	令和8・9・10年度郡山市立学校用務員業務（その1～6）
回 答 事 項	
Q 1	仕様書6 (2) ⑦エアコンの清掃（6月と10月に1回）とありますが、こちらエアコンの範囲は校内全てのエアコンになりますか。また、作業内容はフィルター清掃でしょうか。
A 1	著しい汚れの発生、修繕が必要な場合等、専門業者対応が必要なものを除き、校内全てのエアコンを想定しております。また作業内容については、エアコンが正常に使用できるようフィルター清掃、エアコン機械本体の拭き掃除を想定しております。
Q 2	仕様書7 (5) 1校複数名で業務を実施した場合は、その月の業務実施時間数に加算してもよいとの解釈でよろしいでしょうか。（例：日曜日3名で1日除草作業を実施。その月の実働時間に24時間加算）
A 2	時間数を加算いただいて良いです。 なお、例示の場合ですが、1日7時間45分業務を基本とするため、7時間45分×3名の23時間15分が実施時間数になると考えます。
Q 3	設計書の明細書の中の通勤手当相当額は1ヶ月の料金×12ヶ月=年額 賞与相当額につきましては、基本給の4.6ヶ月分を年間支給する考えでよろしいでしょうか。
A 3	お見込みのとおりです。設計書の明細書における通勤手当相当額及び賞与相当額は、年間支給の月数とお考えください。
Q 4	各学校に既存する、用務員が使用する道具は引き続き使用は可能でしょうか？ すべて新しく購入しなくてはなりませんか？（刈払い機や電気工具類、脚立等）
A 4	仕様書8 (1) 記載のとおり、受注者において負担していただくようになりますが、学校長の承認を得て使用することは可能です。
Q 5	レーキがけのトラック手配の件ですが、ハイエース等、ほかの車両でも対応可能な場合、その車両を使用することは問題ありませんか？
Q 5	整地等が可能であれば、トラック以外の車両を使用しても構いません。